

実効性のある内部通報システムの必要性

消費者庁の発表によると、上場・非上場企業計15,000社に対し、内部通報システムの実効性に関して客観的な第三者による点検を受けていると回答した企業は僅か6.8%であることから、自社グループの内部通報システムのどこに脆弱性があるのかを十分に把握している企業は限られていることが推察されます。

リモートワークの促進などビジネス環境が急速に変化する中、 企業グループの内部通報システムにおける運用課題の洗い 出しや実効性向上のための定期健診が求められています。 また、改正公益通報者保護法の施行を見据え、ガイドライン への遵守性を確認すると共に、通報窓口の第三者認証制度 の活用を検討する企業も増えています。

加えて、グローバル企業の場合は、2020年6月1日に米国司法省が改訂した「企業のコンプライアンス・プログラムにおける評価ガイダンス」において、企業は内部通報に対する一連の対応記録を追跡する等により、内部通報窓口の有効性を定期的にテストすることが推奨されている点にも留意が必要です。

内部通報窓口について、こんなお悩みはありませんか?

- ▶ 企業グループ全体に重大な影響を及ぼすような会計不正 や贈賄等の事実が本社へ迅速に報告されず、影響が 大きくなった段階で初めて内部通報によって発覚した。
- ▶ グループヘルプラインを設置しているものの、利用実績は ほとんどない。窓口の認知度、利便性、信頼性等、どこに 課題があるか分からない。
- ▶ 通報内容がいつの間にかインターネット掲示板や報道機関紙等に書き込まれてしまった。窓口担当者のスキル不足、通報者の理解度不足等、何が原因か分からない。
- ▶ 海外グループ会社専用の通報窓口において、窓口の信頼性、独立性等に疑念がある。現地の通報窓口が信頼できない場合、グループヘルプラインの利用を指示しているが、全く利用されていない。

EY Forensicsが提供する課題解決のためのソリューション(例)

Phase 1



内部通報テストコールの実行支援

- ▶ 架空シナリオによる通報を通じた、内部通報システムの脆弱性をテスト
- ▶ 通報窓口担当者の対応・判断力、各レポーティングラインの初動対応を確認

Phase 2



改善提案に向けた原因究明・現状分析支援

- ▶ 内部通報テストコールを受けて、指摘事項等のテスト結果を報告
- ▶ テストコール対象者や関係部署へのヒアリングや資料の閲覧等を通じた事実調査および実態を解明

Phase 3



制度・運用の見直し支援

- ▶ 現状課題を洗い出し、通報記録等を分析
- ▶ 通報窓口のデザイン、レポーティングラインを整理

Phase 4

教育研修・周知の実施支援

- ▶ 通報窓口担当者向けに、ヒアリング・調査スキル向上のための研修の実施を支援
- ▶ 役職員向けに、不正・不祥事例研修の実施を支援、内部通報システムの存在等を周知

内部通報テストコールの実行支援ステップ概要

以下のステップに基づいて貴社と協議の上、テストコールの項目・計画を立案し、内部通報窓口の改善に向けたテスト対象拠点・対象者や効果的なテスト方法を策定します。オンサイトテスト(現地往査)をご希望の場合は、通報窓口の連絡先の掲示、携帯用周知カードの所持や目安箱の設置・管理状況等の確認のほか、各国EY Forensicsが現地のナマの声(課題・改善意見等)を収集・分析の上、ご報告することも可能です。

Step 1 現状把握とテストスコープの協議

- ・既存のグループヘルプライン関連規程・ 内規・通報記録等の理解
- 経営者・担当部署へのヒアリング

Step 2 テストコールの実行支援

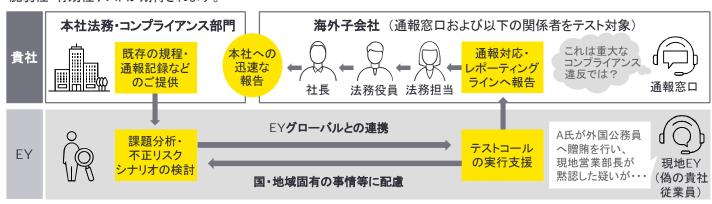
- オフ又はオンサイトによるテストの実施
- 内部通報窓口の整備・運用状況の報告

Step 3 改善に向けた協議・実行支援

- テスト結果に基づく改善事項の洗い出し
- 改善事項の優先対応順位付け
- ・見直しが必要とされる内部通報システム ・教育研修・周知方法の検討など

テストコールの実行支援による改善イメージ(海外子会社に対するオフサイトテストをイメージ)

EYが貴社の従業員を装い、同社の内部通報窓口に対して架空の不正リスクシナリオを電話通報し、窓口担当者の初動対応等を確認・記録します。また、貴社のニーズに応じて、貴社本社の関係部署と検討すべき論点を事前に整理してすり合わせを行った上で、通報窓口より先の各報告ラインでの所要時間や本社への報告経路等、一連の対応を検証することで、深度ある通報窓口の脆弱性・有効性テストが期待されます。



課題分析およびテストコールの実行支援での発見事項(例)

- ・ 従業員ヒアリングにより過去に通報者が不当な配置換えにあった疑惑が判明。親会社には報告がなされていなかった。
- 匿名性担保の仕組みを確認した際、氏名の代替となるID付与・今後のフロー・通報内容の共有先の説明がなかった。
- 循環取引の一報を受けた際、窓口担当に会計関連の知識がなく、要点確認がないまま現地CFOに報告してしまった。
- 海外子会社内で重大なコンプライアンス違反になり得る通報があったのにも関わらず、日本本社への報告がなされていなかった。

お問い合わせ先

EY新日本有限責任監査法人 Forensic & Integrity Services (Forensics)

TEL:03 3503 3292 Email: forensics@jp.ey.com URL: ey.com/ja_jp/forensic-integrity-services

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world 〜より良い社会の構築を目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革 および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務 およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面 する複雑な問題に対し優れた課題 提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくはey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

© 2023 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および 他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家 にご相談ください。

ey.com/ja_jp